

令和 6 年度

宮崎大学教育学部

後援会総会

令和 6 年 4 月 3 日 (水)

## 総会次第

(1) 開会の辞

(2) 学部長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事

第1号議案 令和5年度事業報告に関する件 資料1

第2号議案 令和5年度予算決算並びに同監査報告に関する件 資料2

第3号議案 令和6年度事業計画並びに同予算（案）に関する件 資料3

第4号議案 会長・副会長並びに監査役員の選出に関する件 資料4

(5) 会長委嘱による役員の選出

(6) 会長挨拶

(7) 閉会の辞

参考資料 宮崎大学教育学部後援会規約 資料5

# 事業報告①：教師力向上講座 (7月～8月)



昨年度に引き続き、本学部実務家教員を講師に招いて、教員採用試験の二次試験対策として教師力向上講座を開催しました。本講座は教育現場での豊富な経験・知識を有している実務家教員の協力のもと、教員志望の学生に実践的な指導力を身に付けてもらうことを目的としています。昨年度同様、教職を希望する宮崎県志望者だけでなく他県志望者にも案内し、令和5年度は92名（延べ数）が本講座に参加しました。実務家教員による指導は参加者に大変好評で、二次試験に向け実践的な力を身に付けるとても良い機会になったようです。

## 事業報告②：教職パワーアップ集中セミナー (11月11日(土))



本学の実務家教員や教員採用試験に合格した4年生を講師に招き、3年生の教職希望者向けに、教職パワーアップ集中セミナーを開催しました。（令和5年度参加者27名）

4年生による体験談・講話の後、実際に合格した4年生の模擬授業を参観し、模擬体験を行う等のグループ活動を行いました。

実際に合格した4年生の姿を見ることは、3年生にとって大変好評で「先輩の話はとても参考になり、将来の教員としての自分の姿を想像することができた」「教員採用試験へのモチベーションが上がった」との感想が多くありました。

# 事業報告③：卒業式・修了式（3月22日）

3月22日にフェニックスシーガイアで卒業式・修了式が開催されました。学部生114名が卒業、大学院生22名が修了しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意し、参加は、卒業生・修了生・保護者及び教職員となりました。

木犀会入会式を兼ねての卒業・修了祝賀会の開催については、後援会からの補助で実に5年ぶりの開催となり、多くの学生から感謝と喜びの声がありました。

このような形で卒業式・修了式を開催できたのも、ひとえに後援会のご支援があったからこそと考えています。

次年度も引き続き、学生のためにご支援をよろしくお願ひいたします。



## 令和5年度決算報告書（案）

収入決算額	5,753,284
支出決算額	1,412,318
差引残高	4,340,966

## 〈収入の部〉

区分	予算額(円)	決算額(円)	差引過不足(円)	備考
正会員会費	2,600,000	1,750,000	-850,000	20,000円×83(/129)人 10,000円×9(/21)人
前年度未納者	200,000	120,000	-80,000	20,000円×6(/111)人 10,000円×0(/5)人
前年度繰越額	3,783,248	3,783,248	0	
雑収入	0	100,036	100,036	木犀会100,000円 受取利息36円
合計	6,583,248	5,753,284	-829,964	

## 〈支出の部〉

区分	予算額(円)	決算額(円)	差引過不足(円)	備考
<b>事業費</b>	<b>2,150,000</b>	<b>1,270,768</b>	<b>879,232</b>	
1. 就職対策費	650,000	365,268 264,945 100,323	284,732	採用試験対策 集中セミナー、その他
2. 福利厚生費	1,500,000	905,500 905,500	594,500	祝賀会費用
<b>会議費</b>	<b>100,000</b>	<b>38,400</b>	<b>61,600</b>	
		2,000 36,400		前年度開催分 会議費
<b>事務費</b>	<b>200,000</b>	<b>103,150</b>	<b>96,850</b>	
		46,704 19,046 37,400		通信費 振込手数料 消耗品費
<b>予備費</b>	<b>4,133,248</b>		<b>4,133,248</b>	
合計	6,583,248	1,412,318	5,170,930	

## 令和5年度教育学部後援会の決算監査について

令和5年度宮崎大学教育学部後援会における決算を監査いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 監査の概要

##### (1) 監査を実施した日

令和6年3月13日 鎌田 みつ子

令和6年3月15日 山口 博幸

##### (2) 会長から監査に付された決算が、適正に執行されているか否かについて、預金通帳、会計帳票、証拠書類等との照合確認及び必要と認められる監査を実施した。

#### 2. 監査の結果及び意見

##### (1) 監査の結果、決算に影響するような事項はなく適正なものと認めた。

##### (2) 収入会費は、予算額2,600千円に対し収入済額1,750千円、収入未済額850千円である。このうち、学部新入生の納入率は約64.3%で、前年度に比べ3%減少した。入学時の経済的負担が大きいことや後援会への関心・理解が薄れてきていること、また、近年は特に新型コロナウイルスの影響により年度初めの保護者説明会が開催できず、後援会の説明が十分にできなかったことが納入率低下の大きな要因となっているが、昨年度に引き続き、7月にも入会の案内を送付する取組を実施したが納入率の上昇にはあまり影響しなかったと考えられる。未納者に対しては、引き続き督促を行うとともに、後援会の趣旨に賛同していただけるようより一層努力し、納入率の増加に努められたい。

##### (3) 支出の部について、収入決算額約5,753千円に対し、支出決算額約1,467千円、差引残高約4,286千円で、執行率は約25.5%、前年度に比べ1.3%増であった。今年度は、就職試験対策に力を入れていること、また平成30年度を最後に実施しおりませんでした卒業式祝賀会を、今年度実施する運びとなつたことが影響していると判断できる。

収入減が続く中、これまでの事業が縮小されないよう尽力されていること、また、納入率増加に向けた対策を新たに講じられたことは評価したい。今後も、納入率増加に向けた対策を講じるとともに、後援会費をより有効活用した事業が展開されることを要望する。

令和6年3月13日

監査

鎌田 みつ子

令和6年3月15日

監査

山口 博幸

(第3号議案)

## 令和6年度事業計画（案）

### 1. 就職対策事業

- (1) 教員採用関係講座（面接論文指導、講演等、パワーアップ合宿等）
- (2) 就職関係情報収集（県内外自治体の教員採用情報収集等）
- (3) その他就職に係るもの

### 2. 福利厚生事業

- (1) 教育実習に係るバス代の補助
- (2) 卒業・修了祝賀会
- (3) 大学祭への補助
- (4) その他

### 3. 会務関係事業

- (1) 総会案内、会費納入手続事務、督促事務、役員会事務、経理事務等
- (2) その他

(第3号議案)

## 令和6年度予算(案)

〈収入の部〉

区分	金額(円)	備考
正会員会費	2,800,000	学部1年生@20,000×140人=2,800,000円
	200,000	大学院1年生 @10,000×20人= 200,000円
前年度未納者	120,000	令和5年度実績を反映 学部学生 @20,000×6人= 120,000円 大学院生 @10,000× 0人= 0円
前年度繰越額	4,340,966	
雑収入	0	
合 計	7,460,966	

〈支出の部〉

区分	金額(円)	備考
事業費	2,800,000	
1. 就職対策費	900,000	教員採用試験、就職関係情報収集等 合宿研修、その他
2. 福利厚生費	1,900,000	教育実習バス代補助、大学祭補助 卒業・修了祝賀会、その他
会議費	120,000	保護者懇談会、総会費、役員会費、交通費
事務費	200,000	印刷費、通信費、消耗品費、その他
予備費	4,340,966	
合 計	7,460,966	

## 令和6年度宮崎大学教育学部後援会役員名簿（案）

	役職名	氏名	備考
1	会長	元田正幸	教職4
2	副会長	橋口ゆう子	中主2
3	副会長	安藤公洋	子ども理解4
4	常任理事	森春美	小主1
5	常任理事	伊藤由美	中主2
6	常任理事	原典子	事務長
7	理事	稻田直美	小主3
8	監査	鎌田みつ子	小主2
9	監査	山口博幸	中主3
10	顧問	藤井良宜	学部長・研究科長

幹事（庶務） 田中恵美 教育学部

〃 横山正人 〃

幹事（会計） 金丸哲也 〃

## 宮崎大学教育文化学部後援会規約

### (名称)

第1条 本会は、宮崎大学教育文化学部後援会と称し、事務所を宮崎大学教育文化学部内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、宮崎大学教育文化学部及び宮崎大学大学院教育学研究科（以下「学部等」という。）における各種事業を援助するとともに、教育振興及び学部等学生の福利厚生を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学部等教育事業の後援
- (2) 学部等学生の就職に関する後援
- (3) 学部等学生の福利厚生
- (4) 学部等と家庭との連絡
- (5) その他必要と認める事項

### (組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学生の保護者
- (2) 特別会員 学部に在職する教職員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名（内3名は常任理事とする。）
- (4) 監査 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 顧問 2名

### (役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、会長・副会長と共に理事会を組織する。
- (4) 常任理事は、臨時の、緊急的会務を執行する。
- (5) 監査は、会計監査に当たる。
- (6) 幹事は、庶務・会計の事務に当たる。
- (7) 顧問は、会長の諮詢に応ずる。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長並びに監査は、総会において、正会員の中から選出する。
- (2) 理事は、正会員及び特別会員の中から会長がこれを委嘱する。
- (3) 常任理事は、理事の中から会長がこれを委嘱する。
- (4) 幹事は、会長が委嘱する。
- (5) 顧問は、教育文化学部長及び教育学研究科長の職にある者を、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、第5条第6号の役員を除き、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定例会及び臨時会)

第9条 本会は、毎年度始めに総会を開くものとする。ただし、必要に応じ理事会の決議により臨時に総会を開くことができる。

(議 決)

第10条 総会の議決は、出席会員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 定例会及び臨時会に付議する事項の原案作成に関する事項。
- (2) 会務の執行に関する事項。
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(経 費)

第12条 本会の必要経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。会費は、正会員1人につき年額5,000円とし、入学時に、学部学生は4年分を、大学院学生は年額に在学予定年数を乗じた金額を納入するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(雑 則)

第14条 本会の規約を改正しようとする時は、総会の議決によるものとする。

附 則

1 この規約は、平成3年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成6年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成11年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年4月3日から施行する。

## 宮崎大学教育**文化**学部後援会規約(案)

### (名称)

第1条 本会は、宮崎大学教育**文化**学部後援会と称し、事務所を宮崎大学教育**文化**学部内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、宮崎大学教育**文化**学部及び宮崎大学大学院教育学研究科（以下「学部等」という。）における各種事業を援助するとともに、教育振興及び学部等学生の福利厚生を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学部等教育事業の後援
- (2) 学部等学生の就職に関する後援
- (3) 学部等学生の福利厚生
- (4) 学部等と家庭との連絡
- (5) その他必要と認める事項

### (組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学生の保護者
- (2) 特別会員 学部に在職する教職員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名（内3名は常任理事とする。）
- (4) 監査 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 顧問 2名

### (役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、会長・副会長と共に理事会を組織する。
- (4) 常任理事は、臨時の、緊急的会務を執行する。
- (5) 監査は、会計監査に当たる。
- (6) 幹事は、庶務・会計の事務に当たる。
- (7) 顧問は、会長の諮詢に応ずる。

(第4号議案)

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長並びに監査は、総会において、正会員の中から選出する。
- (2) 理事は、正会員及び特別会員の中から会長がこれを委嘱する。
- (3) 常任理事は、理事の中から会長がこれを委嘱する。
- (4) 幹事は、会長が委嘱する。
- (5) 顧問は、教育文化学部長及び教育学研究科長の職にある者を、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、第5条第6号の役員を除き、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定例会及び臨時会)

第9条 本会は、毎年度始めに総会を開くものとする。ただし、必要に応じ理事会の決議により臨時に総会を開くことができる。

(議 決)

第10条 総会の議決は、出席会員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 定例会及び臨時会に付議する事項の原案作成に関すること。
- (2) 会務の執行に関すること。
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(経 費)

第12条 本会の必要経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。会費は、正会員1人につき年額5,000円とし、入学時に、学部学生は4年分を、大学院学生は年額に在学予定年数を乗じた金額を納入するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(雑 則)

第14条 本会の規約を改正しようとする時は、総会の議決によるものとする。

附 則

1 この規約は、平成3年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成6年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成11年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年4月3日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年4月4日から施行する。

# 宮崎大学教育学部後援会規約

## (名称)

第1条 本会は、宮崎大学教育学部後援会と称し、事務所を宮崎大学教育学部内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、宮崎大学教育学部及び宮崎大学大学院教育学研究科（以下「学部等」という。）における各種事業を援助するとともに、教育振興及び学部等学生の福利厚生を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学部等教育事業の後援
- (2) 学部等学生の就職に関する後援
- (3) 学部等学生の福利厚生
- (4) 学部等と家庭との連絡
- (5) その他必要と認める事項

## (組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学生の保護者
- (2) 特別会員 学部に在職する教職員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

## (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名（内3名は常任理事とする。）
- (4) 監査 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 顧問 2名

## (役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、会長・副会長と共に理事会を組織する。
- (4) 常任理事は、臨時的、緊急的会務を執行する。
- (5) 監査は、会計監査に当たる。
- (6) 幹事は、庶務・会計の事務に当たる。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長並びに監査は、総会において、正会員の中から選出する。
- (2) 理事は、正会員及び特別会員の中から会長がこれを委嘱する。
- (3) 常任理事は、理事の中から会長がこれを委嘱する。
- (4) 幹事は、会長が委嘱する。
- (5) 顧問は、教育学部長及び教育学研究科長の職にある者を、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、第5条第6号の役員を除き、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定例会及び臨時会)

第9条 本会は、毎年度始めに総会を開くものとする。ただし、必要に応じ理事会の決議により臨時に総会を開くことができる。

(議 決)

第10条 総会の議決は、出席会員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 定例会及び臨時会に付議する事項の原案作成に関すること。
- (2) 会務の執行に関すること。
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(経 費)

第12条 本会の必要経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。会費は、正会員1人につき年額5,000円とし、入学時に、学部学生は4年分を、大学院学生は年額に在学予定年数を乗じた金額を納入するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(雑 則)

第14条 本会の規約を改正しようとする時は、総会の議決によるものとする。

附 則

1 この規約は、平成3年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成6年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成11年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年4月3日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年4月4日から施行する。